

大阪府木材利用基本方針

令和 4年 5月

大 阪 府

大阪府木材利用基本方針

第1 建築物等における木材利用の促進の意義及び基本的方向

1 木材利用の社会的背景

国において「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（令和3年法律第77号、以下「促進法」という。）に改正され、戦後植林された国内の森林資源が本格的な利用期を向かえていることから、木材利用による森林循環（造林→伐採→木材利用→再造林）を通じて森林のCO2吸収作用を強化することが、脱炭素社会の実現に貢献すると位置付けられた。また、民間事業者においても事業活動等に関し、木材の利用促進に自ら努めるものとされており、木材利用促進の対象を公共建築物から民間事業者も含めた建築物一般に拡大された。

併せて「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」も改正され、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（以下「国の基本方針」という。）が新たに示された（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）。

この促進法では、建築物における木材の利用に努めることが国や地方公共団体の責務とされており、民間事業者においては木材利用に努めるほか、国や地方公共団体が実施する木材利用の施策への協力に努めるとされている。

また、国の基本方針に則して都道府県の方針を定めることができるとされていることから、本府においては平成23年12月に策定した、「大阪府木材利用基本方針」により、これまで公共建築物の整備や公共土木事業等での府内産材等の利用を進めてきたところであるが、今回の促進法改正を機に、府の木材利用に関する基本方針（以下「府基本方針」という。）を改正する。

2 木材利用促進の意義

森林は、脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化の防止をはじめ、水資源のかん養、土砂災害の防止、生物多様性の保全など様々な公益的機能を有しており、府民生活になくしてはならないものである。

しかしながら、公益的機能を高度に発揮させ維持するために、適切な整備が求められる人工林では、間伐の遅れなどから森林の荒廃化が懸念される状況となっている。今後、持続的な森林整備を促進する観点から、木材を有効に利用することは極めて重要な課題である。

大阪府では、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」において、府域の温室効果ガスの削減目標を達成するための取組みとして、公共施設や民間商業施設等における木材利用の促進を位置付けるとともに、「ふちよう温室効果ガス削減アクションプラン」において、府庁の事務及び事業の実施における温室効果ガスの削減目標の達成に向けた取組みとして、木材利用を推進することとしている。木材利用を推進することは、脱炭素社会の実現に向け、二酸化炭素の貯蔵など地球温暖化の防止に貢献するとともに、持続生産が可能な自然資源であることから、資源循環型社会の形成にも資するものである。特に府内産材をはじめとした国産材を利用することは、林業・木材産業を持続的に成長させ、地域の経済社会の発展に資することはもとより、府内の森林環境、自然環境の向上にもつながる。

さらに、木材は調湿作用による室内環境の改善、高い断熱性による建築物の省エネルギー

ギー化のほか、体をリラックスさせる、ストレスを軽減し免疫細胞の働きを向上させる、といった嗅覚、触覚、視覚刺激による生理面・心理面・身体面での効果が期待される。このことから、学校や医療・福祉施設など幅広い建築物に利用することにより、快適な生活空間の形成に貢献する資材である。

また、大阪府では2025年大阪・関西万博の開催都市として、世界の先頭に立ってSDGs※に貢献する「SDGs先進都市」をめざすこととしており、本方針の取組内容は「目標4：質の高い教育をみんなに」、「目標7：エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「目標8：働きがいも経済成長も」、「目標9：産業と技術革新の基盤をつくろう」、「目標12：つくる責任つかう責任」、「目標13：気候変動に具体的な対策を」、「目標15：陸の豊かさを守ろう」と関連が深いことから、これらの各目標の視点も踏まえたうえで取組みを推進していく。

※Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標



3 府内産材の利用について

本府の森林は、府域の約3割を占め、北から北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系からなり、都市化が進んだ大阪平野を取り巻く形で位置している。人工林率は49%と全国平均の41%を上回っており、戦後植林された人工林が利用可能な段階となっている。この木材の利用を促進することは、適切な森林整備を進め、健全な森林を育成することに繋がる。また、健全な森林の育成は府域の周辺山系の保全をはじめ、水資源のかん養や災害の防止など府民の安全・安心な暮らしに貢献するものである。

このようなことから、府が実施する建築物の整備や土木工事等において大阪府内の森林から生産された府内産材の利用に積極的に取り組むほか、市町村や民間事業者が実施する建築物の整備においても、可能な限り府内産木材利用の促進を図る。

4 基本方針策定の目的

府内における府・市町村が行う建築物の整備及び土木工事または、民間事業者が行う建築物の整備において、木材の利用を推進するための基本的な事項等を定めるとともに、木材利用を通じた循環型社会及び脱炭素社会の実現に資することを目的として促進法第11条第1項に基づき本方針を定めるものである。

5 木材利用を促進するための基本的な事項

- (1) 府が行う建築物の整備の実施に当たっては、原則として木材を利用した方法を採用することとし、土木工事等の実施に当たっては、積極的に木材を利用した方法を採用する。また、木材の利用については積極的に府内産材の利用に努める。
- (2) 府は、市町村が促進法第12条第1項に規定する市町村の区域内の建築物における木材利用の促進に関する方針を定めるに際し、建築物の整備や土木工事等の実施において、この方針を踏まえた積極的な木材の利用を要請する。
- (3) 府は、林業及び木材産業の民間事業者が、建築用木材等の適切かつ安定的な供給の確保に努めるよう働きかけるとともに、民間事業者が整備する建築物に対して、木材の利用を積極的に働きかけていく。

6 用語の定義

この方針において、各号に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「脱炭素社会」とは、温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡が保たれた社会をいう。注) 閣法「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」における定義より
- (2) 「府内産材」とは、大阪府内の森林から生産された木材のことをいう。
- (3) 「木造化」とは、建築物の新築、増築、又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部もしくは一部に木材を利用することをいう。
- (4) 「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築、模様替え又は改修に当たり、天井、床、壁等、室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 建築物における木材利用の促進

1 府が整備する建築物における木材利用の推進

府が整備する建築物においては、木材利用拡大の観点から以下の(1)～(7)の手順により木造化及び木質化の取組みを推進する。

- (1) 3階建てまでの建築物※₁においては、原則として木造化する。
- (2) 4階建て以上の建築物で法令等の基準により在来工法では木造化が困難な場合であっても、新しい技術の導入による木造や、木造と非木造の混構造(部材単位の木造化を含む。)※₂を検討する。
- (3) 高層・低層に関わらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に府民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、木質化を図る。
- (4) 改修、模様替えの機会においては木質化を検討する。
- (5) 家具、什器など府民の目に触れる機会が多いものを中心に木製品導入を図る。
- (6) 上記(1)の木造化及び(3)の木質化に係る木材使用量は別紙「木材使用量の目標」による。
- (7) 上記(1)～(5)においては可能な限り府内産材を活用する。
- (8) 上記(1)及び(3)について、ライフサイクルコストや耐火性などやむを得ない理由により木造化・木質化が困難な場合、施設所管課は構造や内装等の仕様が確定する段階までに、様式第1号により予め森づくり課長と協議する。なお、別紙「木造化・木質化適用除外リスト」に掲げるものや、災害により整備に緊急を要する建築物においては適用しない。
- (9) 森づくり課長は、上記(8)の協議において、やむを得ない理由により木造化・木質化が困難と判断される場合は、協議についての回答を様式第2号により施設所管課に通知する。

※1 建築基準法の一部改正(施行:令和元年6月25日)により、一定の防火措置を行うことで主要構造部の木材を防火被覆せずに見せながら使える準耐火構造等での建築が可能。

※2 高強度なCLT(直交集成板)や木質耐火部材等、近年進展の見られる木材に関する技術開発や新たな部材が開発されている。

2 市町村が整備する建築物における木材利用の促進

市町村が整備する建築物においては、府基本方針に即して作成された各市町村の木材利用基本方針に沿って、木造化及び木質化の取組みを促進するよう要請するとともに、

府は市町村に必要な情報を提供するなど、可能な範囲で支援する。

3 民間事業者が整備する建築物における木材利用の促進

府は、民間事業者が整備する建築物に対し、木材の利用を積極的に働きかけていくとともに、必要な情報、技術、その他可能な範囲で支援を行うものとする。

また法第15条に基づく建築物木材利用促進協定が締結された際には、国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努める。

第3 建築物以外の木材利用の促進

1 府が実施する土木工事等における木材利用の推進

府が実施する土木工事等においては、環境に配慮した工法や木材の新しい利活用に取り組むとともに、木材の特性を活かせる施工箇所については積極的に木材利用を進める。具体的にはダム工、護岸工、型枠などの仮設資材、柵工、支柱、階段工、ベンチ、遊具、案内板、建築物における外構等について積極的に木材利用を図る。なお、土木工事等では可能な限り府内産材を使用する。

また、事務用品などの消耗品等は大阪府グリーン調達方針に基づき、可能な限り木材製品を導入する。

2 市町村が実施する土木工事等の木材利用の促進

市町村が実施する土木工事等においては、木材の特性を活かせる施工箇所について、府基本方針に即して作成された各市町村の木材利用基本方針に準じて、木材の利用を積極的に進め、可能な限り府内産材を使用する。

また、事務用品などの消耗品等は、可能な限り木材製品を導入する。

3 民間事業者が整備する建築物以外における木材利用の促進

外壁や木塀をはじめとした外構においても、国産材、府内産材を活用されるよう積極的に働きかけ、木のある街並みの創出に努める。

また、建築物に導入する備品や事務用品などの消耗品等は、可能な限り木材製品を導入されるよう働きかける。

第4 その他木材利用の促進に関する必要事項

1 建築物等の整備においてコスト面で考慮すべき事項

建築物の整備や土木工事等において、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図ることを含め、その計画・設計等の段階から、設置目的や、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコスト、施設等の利用者ニーズ、木材利用による脱炭素社会の実現への貢献等の付加価値等を考慮し、これらを総合的に判断した上で、優先的に木材の利用に努めるものとする。

2 府による市町村や民間事業者への支援等

府は、市町村や民間事業者が整備する建築物等への木材利用を促進するため、木材関

連情報等の収集提供や技術的支援、研修会の開催等に積極的に取り組んでいく。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

- (1) 促進法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度の活用により、建築物における木材利用の取組みが進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努める。
- (2) 事業者等から建築物木材利用促進協定（以下「協定」という。）の締結の申出があった場合、促進法の目的や基本理念、府基本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行う。
- (3) 協定を締結したときは、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組みを促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度や木材利用に係る技術的な情報提供を行うとともに、取組内容について情報発信するなど支援に努める。

4 木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

府は木材の安定的な供給体制の整備を進めていくために、森林所有者、素材生産業者等の林業従事者、木材の供給に携わる者が連携しサプライチェーンを構築するほか、森林経営計画の円滑な実行に資するための林内路網の整備をはじめ、林業機械の導入、施業の集約化等による林業生産性の向上を図るよう促していく。

第5 府の木材利用促進体制

1 庁内連絡会

府は、別途定める「大阪府木材利用促進庁内連絡会運営要綱」に基づき、庁内の関係部局で組織する「大阪府木材利用促進庁内連絡会」（以下、「庁内連絡会」という。）により、関係部局との連携を図り、建築物等における府内産材をはじめ木材の利用を促進する。

2 木材利用計画の報告

庁内連絡会の構成員は、毎年8月末までに、様式第3号により当該年度と、分かる範囲の翌年度の木材利用計画を森づくり課長に報告する。

3 木材利用実績の取りまとめと公表

庁内連絡会の構成員は、毎年6月10日までに様式第4号により部局内の前年度における使用量や内容等の木材利用実績を森づくり課長に報告する。事務局は取りまとめ結果を大阪府ホームページにて公表する。

4 基本方針の見直し・改正

本方針については適宜見直しを行い、必要に応じて改正する。

平成23年12月 策定
令和4年5月 改正

[別紙]

木材使用量の目標

区分		木材使用量の目標
木造化	延床面積1,000㎡未満の建築物	床面積100㎡あたり20m ³
	延床面積1,000㎡以上の建築物	床面積100㎡あたり10m ³
木質化	対象室の床面積	床面積100㎡あたり1.2m ³

※使用量はいずれも什器を含む

木造化・木質化適用除外リスト

①木造化適用除外 ※施設全体のほか部分的な適用も含む

整理番号	用途等	具体例
1	治安上・防犯上の目的等から木造以外の構造とすべき施設	警察車両保管庫
2	火気・薬品を使用した訓練を目的とする施設	消火訓練施設、防災訓練施設
3	電気・給排水・空調等の機械設備の使用を目的とする施設	冷蔵・冷凍施設、給排水施設、上・下水道関連施設、河川砂防管理施設
4	火気・薬品・油類等の使用・保管を目的とする施設	ボイラー棟、薬品・給油倉庫
5	衛生上、木造化が不適当な施設	犬舎、廃棄物集積場
6	人命や緊急用資材を確保するため、他の施設に比べ著しく不燃性能を求められる施設	災害拠点施設、防災倉庫
7	その他 ・伝統的建築物その他の文化的価値の高い施設 ・文化財・美術品を収蔵もしくは展示する施設 ・法令上、木造化が困難な建築物 ・既製品の仕様で材質が決められているもの	—

②木質化適用除外 ※施設単体のほか部分的な適用も含む

整理番号	用途等	具体例
1	治安上・防犯上の目的等から木質以外の構造とすべき施設	警察車両保管庫、留置場
2	火気・薬品を使用した訓練を目的とする施設	消火訓練室、防災訓練室
3	電気・給排水・空調等の機械設備の使用を目的とする施設	電気設備室、冷蔵・冷凍室、給排水室、上・下水道関連室、河川砂防管理室、空調設備室
4	火気・薬品・油類等の使用・保管を目的とする施設	ボイラー室、実験室、薬品・給油倉庫
5	衛生上、木質化が不適当な施設	犬舎、廃棄物集積室
6	人命や緊急用資材を確保するため、他の施設に比べ著しく不燃性能を求められる施設	災害拠点室、防災倉庫
7	その他 ・伝統的建築物その他の文化的価値の高い施設 ・文化財・美術品を収蔵もしくは展示する施設 ・法令上、木質化が困難な施設	—

[様式第1号]

○ 第 ○ 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

環境農林水産部 みどり推進室
森づくり課長 様

発 信 者

建築物等における木造化・木質化について（協議）

標記について、木造化・木質化が図れないため、下記のとおり、大阪府木材利用基本方針第2の1（8）に基づき、協議します。

- 1 協議項目 木造化 木質化
- 2 新築・増築・改築予定建築物 ※複数ある場合は別表（任意様式）を添付してください。
- （1）施設所管課 ○○部○○室○○課
- （2）施設名称 ○○○
- （3）主要用途 ○○○○
- （4）構 造 ○○造○○階
- 3 木造化・木質化を図れない理由

担当者	○○部○○室○○課 ○○グループ ○○ ○○
TEL	○○-○○○○-○○○○（内線○○）
FAX	○○-○○○○-○○○○
E-mail	○○@○○○

[様式第2号]

○ 第 ○ 号
○ 年 ○ 月 ○ 日

発 信 者 様

環境農林水産部 みどり推進室
森づくり課長

建築物等における木造化・木質化について（回答）

令和○年 月 日付け 第 号で協議のあった標記について、同意します。

担当者	環境農林水産部 みどり推進室森づくり課 森林支援グループ ○○
TEL	06-6210-9556（内線 2752）
FAX	06-6210-9551
E-mail	

[様式第3号]

環境農林水産部 みどり推進室
森づくり課長 様

部 局 名 :
室・課名 :
グループ名 :
担当者名 :
内 線 :

令和〇年度 建築物等における木材利用計画 調書

1-1 令和〇年度(当該年度)取組計画

-
-
-

1-2 令和〇年度木材使用見込み量

① 建築物の木造化・木質化

施設名・工種	規模	対象部位	(A) 木材使用量 (B) (A)のうち国産材使用量 (C) (B)のうち府内産木材使用量	備考
			(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	
			(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	

② 土木工事等の木材使用

事業名	主要工種	(A) 木材使用量 (B) (A)のうち国産材使用量 (C) (B)のうち府内産木材使用量	備考
		(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	
		(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	

③ 備品等の木製品導入

適用物品名等	使用量等	(A) 木材使用量 (B) (A)のうち国産材使用量 (C) (B)のうち府内産木材使用量	備考
		(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	
		(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	

2-1 令和○年度（翌年度）取組計画

-
-
-

2-2 令和○年度木材使用見込み量

① 建築物の木造化・木質化

施設名・工種	規模	対象部位	(A) 木材使用量 (B) (A)のうち国産材使用量 (C) (B)のうち府内産木材使用量	備考
			(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	
			(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	

② 土木工事等の木材使用

事業名	主要工種	(A) 木材使用量 (B) (A)のうち国産材使用量 (C) (B)のうち府内産木材使用量	備考
		(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	
		(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	

③ 備品等の木製品導入

適用物品名等	使用量等	(A) 木材使用量 (B) (A)のうち国産材使用量 (C) (B)のうち府内産木材使用量	備考
		(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	
		(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	

※①～③について建築面積が10m²以上、木材使用量が1m³以上を目安にご記入ください。

※(A)木材使用量は、樹脂木材や再生木材も含まれます。

※翌年度の計画は、分かる範囲でご記入ください。

【主要工種の記載例】

○柵工、支柱、型枠、階段工、デッキ、内装材、外装材、構造材、チップ等

※出来る限り詳細な記載をお願いいたします。

【取組計画の記載例】

○令和□年度に策定予定の△△施設の実施計画において、府内産材使用を盛り込む。

○■■施設の改修工事において、府内産材を活用した内装の木質化を予定。

○備品等については、府内産材を使用した机・椅子を導入する。

[様式第4号]

環境農林水産部 みどり推進室
森づくり課長 様

部 局 名 :
室・課 名 :
グループ名 :
担 当 者 名 :
内 線 :

令和〇年度 大阪府・市町村の建築物における木材利用実績 調書

① 令和〇年度（前年度）建築物の木造化・木質化

施設名・工種	規模	対象部位	(A) 木材使用量 (B) (A)のうち国産材使用量 (C) (B)のうち府内産木材使用量	府内産材を使用していない場合はその理由
			(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	
			(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	

② 令和〇年度（前年度）土木工事等の木材使用

事業名	主要工種	(A) 木材使用量 (B) (A)のうち国産材使用量 (C) (B)のうち府内産木材使用量	府内産材を使用していない場合はその理由
		(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	
		(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	

③ 令和〇年度（前年度）備品等の木製品導入

適用物品名等	使用量等	(A) 木材使用量 (B) (A)のうち国産材使用量 (C) (B)のうち府内産木材使用量	府内産材を使用していない場合はその理由
		(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	
		(A) m ³ (B) m ³ (C) m ³	

※①～③について建築面積が10m²以上、木材使用量が1m³以上を目安にご記入ください。

※(A)木材使用量については、樹脂木材や再生木材も含まれます。

【主要工種の記載例】

○柵工、支柱、型枠、階段工、デッキ、内装材、外装材、構造材、チップ等

※出来る限り詳細に記載してください。

【お願い】

○本調書の提出に併せて、大阪府HPにて公表できる写真をご提供ください。